

生活困窮者住居確保給付金実績等

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、令和2年4月より、離職以外の理由により収入が減少した方も、住居確保給付金の対象となりました。対象の拡大により、下記のとおり、令和2年度は支給実績が大幅に増えていますが、今年度は減少に転じています。

記

1 実績比較

| | 支給決定者 | 支給金額 |
|-----------|---------|------------|
| 令和3年度12月末 | 1,130人 | 490,092千円 |
| 令和2年度12月末 | 2,389人 | 624,757千円 |
| 増減 | ▲1,259人 | ▲134,665千円 |
| 増減率 | ▲52.7% | ▲21.6% |
| 令和2年度 | 2,792人 | 882,397千円 |
| 令和元年度 | 24人 | 3,204千円 |

2 当初予算額の比較

| | | |
|-------|-----------|-------------------|
| 令和3年度 | 292,050千円 | (@55,000×5,310人月) |
| 令和2年度 | 4,248千円 | (@59,000×72人月) |
| 増減 | 287,802千円 | |
| 増減率 | 67.8% | |

3 新型コロナウイルス感染症対応特例

・令和2年4月20日より

従来の「離職から2年以内の方」に加え、「個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮している方」も対象となる。

・令和3年1月1日より

支給期間が最長12か月間に延長される。(令和2年度中新規申請者のみ)

・令和3年2月1日より

過去に支給していた者に対し、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少等の場合でも、3か月間のみ再支給が可能となる。

(申請期限 令和3年3月31日。その後数回にわたり、申請期限が延長され令和4年3月31日まで)